

～ 旅客用乗降口の扉が開いたまま車両が出発した鉄道重大インシデント ～

軌道経営者名：熊本市交通局

インシデント種類：車両障害

発生日時：令和6年1月5日 09時56分ごろ

発生場所：熊本県熊本市

水前寺線 交通局前停留場～味噌天神前停留場間（複線）
すいぜんじ みそてんじんまえ
すいどうちょう 水道町停留場起点 0k770m付近

<概要>

熊本市交通局の田崎橋停留場発健軍町停留場行き1両編成、下り第1351号車の運転士は、令和6年1月5日（金）、水前寺線交通局前停留場を出発した直後、乗客から扉が開いているとの申告を受けたため、直ちにブレーキを扱い、車両を停止させた。

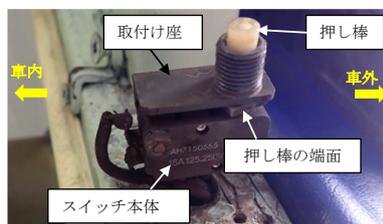
車両のドライブレコーダーの映像に、左側（以下、前後左右は車両の進行方向を基準とする。）の車両中央付近にある旅客用乗降口の扉が開いたまま、車両が交通局前停留場を出発していた様子が記録されていた。

車両には乗客11名と運転士1名が乗車していたが、負傷者はいなかった。

<扉の開閉検知スイッチ>



<開閉検知スイッチの構造>



※一部の部品取外し状態

<押し棒の取付け方向>



本件扉の場合

通常

<押し棒の端面と取付け座が引っ掛かった状態>



<原因>

本重大インシデントは、開扉状態での車両の力^{りきこう}行を防止するための回路が正常に機能しない状態において、運転士が車両の進行方向左側の中央付近にある旅客用乗降口の扉の閉扉を行わずに出発したため発生したものと認められる。

同回路が正常に機能しない状態であったことについては、閉扉状態のときに押される同扉の開閉検知スイッチの押し棒が、本来の取付け位置とは逆向きに取り付けられていたため、開扉状態にもかかわらず開閉検知スイッチの押し棒が押されたままの状態となり、同扉が閉扉状態と検知されていたことによるものと考えられる。

運転士が同扉の閉扉を行わずに出発したことについては、運転士が既に閉扉している状態と思い込み閉扉操作をしなかったこと、出発前の車内鏡による閉扉確認を行わなかったこと、開閉検知スイッチの押し棒が押された状態で保持されていたため扉表示灯が点灯していたことが関与したと考えられる。

<必要と考えられる再発防止策>

(1) 開閉検知スイッチの押し棒の誤取付けの防止

開閉検知スイッチの押し棒が、本来の取付け位置とは逆向きに取り付いていたことから、同種のスイッチの押し棒の取付け向きを取付け時等に確認する必要がある。または、押し棒の端面と取付け座が引っ掛かるおそれがない型式の開閉検知スイッチに取り替える必要がある。

(2) 閉扉確認の徹底

出発時に車内鏡による閉扉確認を行っていなかったと考えられることから、閉扉の確認動作を徹底させることが必要である。また、確実な閉扉の確認動作を徹底するために、指差喚呼の導入や扉閉め忘れを防ぐための車両側でのハード対策等、幅広い観点で対策を検討することが望ましい。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(https://jtsb.mlit.go.jp\) より、](https://jtsb.mlit.go.jp)
[鉄道重大インシデント調査報告書をご覧ください。](#)